及び従事者に変更がないと考えられるものについては実績を要しない。

精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料及び精神科救急・合併症入院料の施設基準については届出前4か月、回復期リハビリテーション病棟入院料1、回復期リハビリテーション病棟入院料1、回復期リハビリテーション病棟入院料3及び回復期リハビリテーション病棟入院料4の施設基準については届出前6か月、地域移行機能強化病棟入院料の施設基準については届出前1年間の実績を有していること。

- 5 基本診療料の施設基準等に係る届出を行う保険医療機関が、次のいずれかに該当する場合に あっては当該届出の受理は行わないものであること。
 - (1) 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法 令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがある保険医療機関である場合。
 - (2) 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号)に違反したことがある保険 医療機関である場合。
 - (3) 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法(大正11年法律第70号)第78条第1項 (同項を準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第8 0号。以下「高齢者医療確保法」という。)第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診 療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場 合。なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場 とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」(平成12年5月31日保発第 105号厚生省保険局長通知)に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の 処分を受けた場合をいうものとする。
 - (4) 地方厚生(支)局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法(平成18年厚生労働省告示第104号)に該当している保険医療機関である場合。
- 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して受理 番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであるこ と。なお、入院基本料等区分があるものについては、区分も付して通知すること。

情報通信機器を用いた診療に係る基準	(情報通信)	第	号
機能強化加算	(機能強化)	第	号
外来感染対策向上加算	(外来感染)	第	号
連携強化加算	(連携強化)	第	号
サーベイランス強化加算	(サ強化)	第	号
初診料(歯科)の注1に掲げる基準	(歯初診)	第	号
時間外対応加算 1	(時間外1)	第	号
時間外対応加算 2	(時間外2)	第	号
時間外対応加算 3	(時間外3)	第	号
地域包括診療加算	(地包加)	第	号
地域歯科診療支援病院歯科初診料	(病初診)	第	号
歯科外来診療環境体制加算 1	(外来環1)	第	号
歯科外来診療環境体制加算 2	(外来環2)	第	号

歯科診療特別対応連携加算	(歯特連)	第	号
一般病棟入院基本料	(一般入院)	第	号
療養病棟入院基本料	(療養入院)	第	号
結核病棟入院基本料	(結核入院)	第	号
精神病棟入院基本料	(精神入院)	第	号
特定機能病院入院基本料	(特定入院)	第	号
専門病院入院基本料	(専門入院)	第	号
障害者施設等入院基本料	(障害入院)	第	号
有床診療所入院基本料	(診入院)	第	号
有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算	(診入帰)	第	号
有床診療所療養病床入院基本料	(診療養入院)	第	号
有床診療所療養病床入院基本料在宅復帰機能強化加算	(診療養入帰)	第	号
総合入院体制加算1	(総合1)	第	号
総合入院体制加算 2	(総合2)	第	号
総合入院体制加算3	(総合3)	第	号
急性期充実体制加算	(急充実)	第	号
救急医療管理加算	(救急医療)	第	号
超急性期脳卒中加算	(超急性期)	第	号
診療録管理体制加算1	(診療録1)	第	号
診療録管理体制加算 2	(診療録2)	第	号
医師事務作業補助体制加算1	(事補1)	第	号
医師事務作業補助体制加算2	(事補2)	第	号
急性期看護補助体制加算	(急性看補)	第	号
看護職員夜間配置加算	(看夜配)	第	号
特殊疾患入院施設管理加算	(特施)	第	号
看護配置加算	(看配)	第	号
看護補助加算	(看補)	第	号
療養環境加算	(療)	第	号
重症者等療養環境特別加算	(重)	第	号
療養病棟療養環境加算1	(療養1)	第	号
療養病棟療養環境加算 2	(療養2)	第	号
療養病棟療養環境改善加算1	(療養改1)	第	号
療養病棟療養環境改善加算 2	(療養改2)	第	号
診療所療養病床療養環境加算	(診療養)	第	号
診療所療養病床療養環境改善加算	(診療養改)	第	号
無菌治療室管理加算1	(無菌1)	第	号
無菌治療室管理加算 2	(無菌2)	第	号
放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による場合)	(放射治療)	第	号
放射線治療病室管理加算(密封小線源による場合)	(放射密封)	第	号
緩和ケア診療加算	(緩診)	第	号